

# 一般社団法人 山形県浄化槽工業協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人山形県浄化槽工業協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山形県山形市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(公告の方法)

第3条 この法人の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、山形県において発行する山形新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、浄化槽の普及を推進するとともに、浄化槽に関する正しい知識の普及及び技術の向上並びにその製造、工事及び維持管理の適正化を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 浄化槽整備事業の円滑な推進を図るための事業
  - (2) 浄化槽に関する正しい知識の普及並びに技術の向上のための講習会、研修会等の開催
  - (3) 浄化槽関係業者の事業の適正化及び効率化等を支援すること
  - (4) 浄化槽に関する行政機関等との連携
  - (5) 浄化槽の機能保証制度の推進
  - (6) 浄化槽に関する調査、研究及び情報の収集
  - (7) 浄化槽に関する情報誌等の発行及び提供
  - (8) その他前条の目的を達するために必要な事業
- 2 前項の事業は、山形県の区域内において行うものとする。

## 第3章 会員

(種類)

第6条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した浄化槽の工事業、保守点検業、清掃業、製造業を営む個人又は団体及び指定検査機関
  - (2) 特別会員 この法人と密接な関係がある学識経験者で理事会において推薦された者
  - (3) 賛助会員 この法人の事業に賛同してその事業を推進するために入会した個人又は団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第7条 この法人に入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、入会金及び会費を納めなければならない。

2 入会金及び会費の額は、総会で定める。

3 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1)この定款その他の規則に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3)その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前2項の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2)当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (3)総正会員が同意したとき。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

3 この法人は、会員が資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

#### 第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1)会員の除名
- (2)理事及び監事の選任又は解任
- (3)理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
- (4)貸借対照表、損益計算書、これらの付属明細書及び財産目録の承認
- (5)定款の変更
- (6)解散及び残余財産の処分
- (7)その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後2ヶ月以内に1回開催するほか必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長は、10分の1以上の議決権を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該総会において正会員の中から選任された2名の議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員等

(種類及び定数)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 13人以上

(2) 監事 2人以内

2 理事のうち1人を理事長とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長は理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、業務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(名誉会長及び顧問)

第27条 この法人に、任意の機関として、名誉会長、顧問及び相談役若干人を置くことができる。

名誉会長、顧問及び相談役は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

2 名誉会長、顧問及び相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

3 名誉会長、顧問及び相談役の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 名誉会長、顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び専務理事の選任及び解任

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第32条2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときはその提案を可決す旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 三役会

(構成)

第34条 この法人に、三役会を置く。

2 三役会は、理事長、副理事長及び専務理事をもって構成する。

(権限)

第35条 三役会は、次の職務を行う。

(1) 理事会に附議すべき事項並びに理事会から附議された事項並びに本協会の運営に関する事項を審議し、本協会の事業活動の連絡調整を行う。

(2) 理事会より附議された事項の他は決定権を有さない。

(招集)

第36条 三役会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の三役会構成理事が三役会を招集する。

## 第8章 資産及び会計

(財産の管理及び運用)

第37条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会において定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書、収支予算書等は、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第43条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 事務局

(事務局)

- 第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く事が出来る。
  - 3 事務局長等の重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
  - 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

#### 第11章 補則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は難波真一とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

平成24年5月30日一部変更

平成26年5月28日一部変更

平成30年5月31日一部変更

令和元年5月29日一部変更